平成26年5月12日

各　位

会社名　阿波製紙株式会社
代表者名　代表取締役社長　三木　康弘
（コード番号：3896　東証第二部）
問合せ先　取締役執行役員 経営管理部長　吉井　康夫
（TEL．088－631－8101）

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり、内部統制システムの構築に関する基本方針に関して一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。（下線部分が変更箇所です。）

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、取締役会において次のとおり決議しております。

すべての阿波製紙グループの役員・使用人は、経営理念を規範として以下の方針に基づき行動することを宣言します。

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、社会規範・道徳・良心そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営を行う。
(2)当社の役員は、この実践のため品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程に従い、阿波製紙グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

２．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
(2)阿波製紙グループの役員・使用人は阿波製紙グループ各社における重大な法令違反を発見した場合は、代表取締役、監査役、総務部担当役員または内部監査室に報告するものとする。総務部担当役員または内部監査室は、当該報告された事実についての調査を行い、コンプライアンス委員会による協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。
(2)組織横断的リスク状況の監視・全社的対応は管理部門の総務部及び経営管理部並びに経営企画室が連携して行う。

(3)各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

５．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務権限に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

(2)代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、稟議規程、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

(3)取締役会の審議を更に活性化し経営監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

６．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

(2)内部監査室は、阿波製紙グループにおける内部監査を実施または統括し、阿波製紙グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の把握・評価等を行う。業務監査の年次計画、実施状況およびその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助する者として、必要に応じて、当社の使用人から監査役付を配置する。

(2)監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項の決定は、監査役の同意を必要とする。

８．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2)取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が阿波製紙グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の半数以上は社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な監査が実施できる体制とする。

(2)監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行う。

(3)監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。

10．財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

11．反社会的勢力排除に向けた体制

(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない経営姿勢を堅持する。

(2)反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携のもと、毅然とした態度で組織的に対応する。

以　上